

山梨県建設工事等入札制度

合理化対策要綱

山 梨 県

山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱

第1 方 針

建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理業務並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。以下同じ。）の維持管理業務（以下「工事等」という。）の公共性及び特殊性を考えると、県が発注する工事等の執行に当たっては、公正自由な競争を図るとともに、業者の信用、技術及び施工能力等を十分勘案する必要がある。

このため、入札に参加しようとする者については、一定の基準に基づきその資格を審査するとともに、建設工事については「建設業業種」（以下「業種」という。）の客観的事項審査を基礎とし実施するが、本県内に主たる営業所を有する建設業者の一部の業種については主観的要素を加え、等級を付し、入札制度の合理的な運営を図るものとする。

第2 入札参加者の資格

県が発注する工事等の入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）施行令第167条の4の規定（第167条の11第1項において準用する場合を含む）によるほか、同施行令第167条の11第2項の規定による、「建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等」（平成30年山梨県告示第304号）（以下「告示」という。）に基づき、当該入札に参加するため必要な資格の審査（以下「資格審査」という。）を受けることをその要件とする。

第3 資格審査の申込み

- 1 建設業の許可を受けている建設業者並びに「建設工事に係る測量、調査、設計及び監理業務」（以下「測量等」という。）の登録業者並びに「土木施設の維持管理業務」（以下「維持管理業務」という。）の業者で、資格審査を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、電子申請を行わなければならない。
- 2 この資格審査の有効期間は、告示に定める審査基準日後の最初の4月1日から2年間とし、資格審査は平成4年度の審査より隔年ごとに実施するものとする。
ただし、資格審査の中間年においても新規及び業種の追加について審査を行うが、この有効期間は中間年の審査基準日後の最初の4月1日から1年間とする。
- 3 事業協同組合として資格審査を受けようとするものは、1によるほか「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の設定について（通知）（昭和58年3月4日監第3-7号）」（以下「事業協同組合特例要領」という。）に定めるところにより、入札参加資格審査申請書を知事に提出することができる。
- 4 県内建設業者が合併を行った場合等においては、別に定めるところにより、申請により随時の入札参加資格審査書を知事に提出することができる。

第4 資格審査

審査は、入札参加資格についての適格性及び工事等の施工能力について行い、適格者とした者を入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載する。このうち、建設業者については、工事施工能力の審査結果を付して登載する。

1 適格性の審査

適格性については、第2の入札参加の資格について審査する。

2 工事施工能力の審査

工事施工能力については、1によって適格者と認められた者について、次に掲げる客観的事項について、業種ごとに審査し、さらに、第5の等級を設ける業種については、主観的事項も審査し、それぞれの数値を求めるものとする。

(1) 客観的事項の審査

客観的事項の審査は、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成29年国土交通省告示第1196号）により行うものとする。

(2) 主観的事項の審査

主観的事項の審査は、次の各号により行うものとする。

ア 工事種類別工事成績

審査基準日の前日までの2年間に完成した工事について、工事種類ごとに、工事成績評定の数値を算定するものとする。

イ その他の主観的事項

- (ア) 労働安全衛生マネジメントシステム若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得
- (イ) 建設業労働災害防止協会（建災防）山梨県支部の事業での活動
- (ウ) ISO 9001 の認証取得及び更新
- (エ) ISO 14001 の認証取得及び更新
- (オ) 山梨県温室効果ガス排出抑制計画トライアル事業への参加
- (カ) 建設機械の保有
- (キ) 障害者雇用
- (ク) 子育て支援
- (ケ) 県との災害協定参加企業
- (コ) 新規学卒者雇用
- (サ) 不当要求防止責任者講習の受講
- (シ) チャレンジ産廃3R事業への参加
- (ス) 消防団協力事業所の認定
- (セ) 女性技術者雇用

(3) 工事施工能力の判定

工事施工能力の判定は、客観的事項の審査数値に主観的事項の審査数値を加えて評定するものとする。

(4) 入札参加資格の変更

入札参加資格の有効期間に次の事項に変更があったときは、その事実を証する書類を添えて変更の手続を行わなければならない。

- ア 商号又は本社の所在地
- イ 本社の電話番号
- ウ 代表者
- エ その他知事が必要と認める事項

(5) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の有効期間に第4の1の適格性を欠いた者は、名簿から削除し、失格とする。

(6) 入札参加資格者の地位の承継

入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより知事の承認を受け、参加資格者の地位を承継できる。

ア 合併

- (ア) 合併により新たに新設された会社が、合併により消滅した会社の入札参加資格及び施工実績を継承しようとする場合（新設合併）

(イ) 合併により存続する会社が、合併により消滅した会社の入札参加資格及び施工実績を継承しようとする場合（吸収合併）

イ 分割

(ア) 会社分割により新たに設立された会社が、既存の会社の入札参加資格及び施工実績を継承しようとする場合（新設分割）

(イ) 会社分割により、既存の会社が、既存の他の会社の入札参加資格及び施工実績を継承しようとする場合（吸収分割）

ウ 譲渡

会社法上の事業譲渡により、譲渡会社の入札参加資格及び施工実績を継承しようとする場合

エ 法人成

入札参加資格を有する個人業者がその営業を廃止し、個人事業主の法人成りとして建設業許可番号の継承が認められ、その会社が個人業者の入札参加資格及び施工実績を継承しようとする場合

オ 事業継承

入札参加資格を有する個人業者が死亡等又は引退のため、あるいは、議員等に就任のため、事業継承として建設業許可番号の継承が認められ、その事業継承人が被事業継承人の入札参加資格及び施工実績を継承しようとする場合

カ その他

(7) 再度の資格審査

入札資格参加者で、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始の決定を受けた者並びに民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の決定を受けた者は、別に定めるところにより第3の規定に準じ再度の資格申請をすることができる。

第5 等級別発注区分

次の表の工事種類については、等級を設けて格付し、各等級に格付けされた者の中から一般競争入札における入札参加資格の設定及び指名競争入札における指名業者の選定を行うものとする。

等級	事項 区分	予 定 価 格				
		土木一式	建築一式	電 気	管	舗 装
A	金額	4,000万円以上	1億円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上
B	金額	2,000万円以上 1億円未満	3,000万円以上 1億5000万円未満	500万円以上 5,000万円未満	500万円以上 5,000万円未満	2,000万円 未満
C	金額	500万円以上 3,000万円未満	1,500万円以上 7,500万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	——
D	金額	1,000万円未満	1,500万円未満	——	——	——

第6 入札執行会議

工事等の入札に参加させようとする者の資格を審査するため、林政部、農政部、県土整備部、及び林政部、農政部、県土整備部の出先機関（支所を含む。）に「建設工事入札執行会議」を置く。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和44年8月1日から施行する。
- 2 山梨県建設工事入札合理化対策要綱（昭和39年5月施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、昭和45年分から適用する。

附 則

この改正は、昭和49年分から適用する。

附 則

この改正は、昭和52年分から適用する。

附 則

この改正は昭和54年6月1日から適用する。

附 則

この改正は昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この改正は昭和56年5月16日から適用する。

附 則

この改正は昭和57年6月1日から適用する。

附 則

この改正は昭和58年6月1日から適用する。

附 則

この改正は昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この改正は昭和60年6月1日から適用する。

附 則

この改正は昭和61年6月1日から適用する。

附 則

この改正は昭和62年6月1日から適用する。

附 則

この改正は昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成元年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成2年6月6日から適用する。

附 則

この改正は平成3年7月1日から適用する。

附 則

この改正は平成5年1月6日から適用する。

附 則

この改正は平成5年7月1日から適用する。

附 則

この改正は平成7年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成9年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成9年12月1日から適用する。

附 則

この改正は平成10年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成10年7月1日から適用する。

附 則

この改正は平成11年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成13年10月1日から適用する。

附 則

この改正は平成14年7月1日から適用する。

附 則

この改正は平成15年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成15年7月1日から適用する。

附 則

この改正は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成18年9月1日から適用する。

附 則

この改正は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成20年6月1日から適用する。

附 則

この改正は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成25年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この改正は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は令和3年4月1日から適用する。